

留意事項

1. 各 I R 施設の名称は仮称である。
2. 特に注記がない限り、各種数値は概算値を示す。
3. 特に注記がない限り、各種数値は開業 3 年目期の計画値又は想定値を示す。
4. 特に注記がない限り、各施設の延床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に該当する建築物の床面積を示す。
5. 特に注記がない限り、各 I R 施設の収容人数は暫定計画値に基づき算出しており、計画値の範囲内で変動する。
6. 利用シーン収容人員は、実際の利用シーンにおいて想定される収容人数を示す。従業員等は含まず、来訪者のみの人数を計上している。
7. 消防法収容人員は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 1 条の 3 の規定に基づく収容人員を示す。
8. 暫定計画値は、区域整備計画において、各 I R 施設の収容人員、収容人数、収支計画等（以下「収容人員等」という。）を試算する上での基礎となる計画規模であり、施設計画上の目安となる計画値を示す。なお、収容人員等は暫定計画値に基づき試算したものであり、実際の施設計画に合わせて変動する。
9. 各 I R 施設の延床面積及び合計延床面積は、夢洲特有の地盤状況への対応等、設計・施工過程における計画調整により、I R 整備法施行令第 1 条から第 5 条までに規定する基準又は要件を満たした上で、大阪府・市及び I R 事業者の協議により 10% 程度（国際会議室、展示ホール、客室面積その他の中核施設における重要部分の床面積は 5% 程度）増減する可能性がある。
10. 収支計画・資金計画、投資金額、カジノ事業の収益の活用、観光や地域経済への効果等は、暫定計画値等に基づいて試算した現時点での計画値又は想定値を示す。
11. 大阪府・市が実施する各施策及び措置の金額は、令和 3 年（2021 年）12 月 1 日時点での想定概算金額であり、実施に当たって会計年度毎に調製する予算において変動することがある。